

第4回安中市行政改革審議会補助金等検討部会会議録（概要）

【日 時】平成23年10月5日（水）午前9時30分～11時30分

【場 所】安中市役所 202会議室

【出席部会員】5名

【欠席部会員】なし

【事務局】4名（総務部長、企画課長、行政管理係長、担当職員1名）

【財政当局】財政課長

【配付資料】

- 1 安中市補助金等見直し指針
- 2 補助金について（解説）
- 3 補助金等の支出に関する行政実例・判例
- 4 見直し基準（案）
- 5 前回会議録

【概 要】

1 開 会 司会進行：企画課長

2 挨拶 部会長

・配付資料確認

3 協議事項 議長：部会長

（1）補助金の見直しについて

説明：事務局

- 資料1については、前回会議時にある程度まとめた見直し指針を、法律的な文言に一部修正したもの。内容は変わっていない。下線部分が修正箇所なのでご確認いただきたい。
- 資料2については、補助金の定義について参考文献の一部を抜粋したもので、参考程度にご覧いただければと思う。また、資料3については、補助金等の支出に関する行政実例・通知・判例を表にしたもので、過去の行政改革審議会でも1度配布している。今回補助金等検討部会ということで、改めて配布した。これも参考程度にご覧いただければと思う。
- 資料4については、委員のご指導により他市見直し基準（案）を加筆修正したものと、前回委員からご提案いただいた見直し基準を対照表形式で併記し、同内容の項目を同列に並べて比較できるようにした。

議事提案：議長

- では、まずは資料1の「安中市補助金等見直し指針」について見ていきたい。前回

の会議で、見直し指針について概ね内容が固まってきたところだが、文言等について、事務局でより行政的な文言に修正していただいた。内容的には前回の会議で検討したものと変わっていない。

- 本日の会議では、見直し指針の確認と、続いて見直し基準についても議論していきたい。

協議結果

<指針について>

- 指針の標題を「安中市団体等への補助金等交付指針」とする。
- 項目の1つとして、「補助金の交付は3年を限度とする」とする。
- 「不当な圧力」という表記は定義づけが難しく、指針で言う「不当な」とは、あくまで手続き上での正当手順を踏まなかった場合のことを指すだけなので、削除する。
- 第三者機関の結論に対して異なる結論を市が出した場合は、市は第三者機関に対して説明責任を果たす必要があることを謳う。
- 団体等への補助金等についての指針だが、運営費と事業費の補助が明確に区別されずに支出されている現状では、補助対象経費を限定し過ぎずに包括的な内容にしておくほうが良い。

<基準について>

- 見直し対象の補助金等を抽出する基準として、「実質的な財政支援となっていないもの」を入れる。
- 「補助対象団体の財政状況から見て支援の必要性が低いもの」を入れる。
- 「補助対象経費に問題があるもの」を入れる。
- 具体的な金額ではなく、割合での表記とする。団体ごとに決算状況は異なり、一定の金額で一律に線を引くことは適当でない。
- 繰越金や積立金については、目的が将来実施予定の事業積立であったり、高額な備品購入資金であったりするのであれば、それがきちんと説明できれば除外して考えて良い。
- 零細であっても補助を受ける目的や意義・効果がきちんと説明できれば、認められても良い。
- 団体としての組織要件を満たさない場合は、交付しない。
- 団体の構成員数や安中市民の割合については、一律で線引きは出来ない。
- 事業効果によって補助金の交付の是非は判断されるべきである。

質疑・意見

<資料1 見直し指針について>

- 「不当な圧力」という表現があるが、何をもって「不当な圧力」というか、その定義づけは非常にデリケートな問題だ。不正の防止という観点は当然必要だが、住民あるいは団体が事務方ではなく首長に補助を陳情し、首長が政治的な判断をもって

それを認めることは起こり得るし、それを不当とは言えない。県でも「不当な働きかけ」という言い方がある。それは、法律で認められない又は県の方針としてどうしても受け入れられないという説明をしているにもかかわらず強要する、ということの意味している。そういったものが不当であり、正当な要求はどんどんしてもらって構わない。

- 安中市の補助金交付規則には、不正な行為によって交付を受けることは認められないとある。この場合の「不正」とは、行政をごまかして補助を受けるという不法行為を意味している。それに対し見直し指針の「不当」とは手続き上の手順のことを指しているので、そこが難しい。
- 補助金に係る申請・決定・交付の一連の流れには、土台として「公平性」がある。すべてを公平な立場で申請する、あるいは判断・決定する。そこをどうにか謳いたい。
- 手続きを無視して首長に直接認めさせることは、手続き上は望ましくないが、一方で首長が政策的戦略的に認めることは不当ではない。もう1つ、担当課の職員が申請者の顔見知りで、頼み込まれて断れないというケースがあるのではないかと。→職員を守るという話は大変ありがたいことだと思う。実際は予算査定時に、担当職員から「この補助金を切ると団体側から何を言われるかわからない」という話があるらしいということも耳にしている。
- 要は、補助金に関する提言を受けたとき、市としてそれをどう制度設計していくかだと思う。市長が第三者委員会の意見を「極力」尊重するようにできればいいが、予算編成権を徹底的に縛ることは困難だ。おそらく、「尊重する」程度になるだろう。したがって、市としてどう運用するか、その一点にかかっていると思う。→首長であっても外部の第三者から受けた意見は簡単には覆せないというところを、市全体として今回一斉に取り組みたい。
- 第三者委員会の結論は、常に絶対正しいということではない。政治的な考えに基づけば別の結論が出ることもあり得る。第三者委員会の出した結論と違う内容で予算を組み交付する場合には、補助を受ける側はもちろん、市も第三者委員会の結論を公開してなぜそれと異なる結果を市が出したか、予算計上も公開して理由を説明する。それを見た市民が、市の決定に対しきちんと評価できるような情報を提供することが大切だ。
- 手続き上首長であっても何の説明もなく決定できるのではなく、第三者委員会への説明というプロセスを加えることで、ワンクッション置くというやり方もある。
- 「補助金の交付は原則として3年を限度とする」についてだが、この3年の意味は、3年経てばゼロベースに戻るという意味で捉えている。これは、惰性で続いているものを見直すためのものであって3年経ったら終わりではなく、再申請や再交付も可能だという意味だ。しかし、指針に原則3年と入れることで、申請する側にも補助を受ける目的や意義をより意識してもらうことができるのではないかと。公共性や必要性が認められるような事業であれば、3年後の説明責任も十分果たせるはずなので3年を原則とするという文言は入れておかなければならない。

- 金額についても、最初にもらった額で延々ともらい続けることができる訳ではない。そこも第三者委員会で議論してもらおうところだ。
- 団体運営費と事業費の補助は分けたほうが良い。
- 今の補助金は、団体への補助という形で行っている。当然団体があればそこで実施する事業があるが、一括して団体への補助なので事業費への補助だけでなく運営費の補助も混在している。これからは、団体の行う事業費に限って補助をするように変えていくべきだ。
- 補助金等指針について、タイトルからすると団体の運営費に限ったこととはなっていない。
- もし指針から運営費補助に絞った内容にするなら、タイトルにもわかるようにしたほうが良いと思う。
- 本来特定の事業に対して補助するには、要綱や要領など何かなければならない。実際、安中市でも明確な事業に対する補助金については、概ね要綱が定められている。しかし、福祉や教育、文化関係の団体については、そういった特定の事業に限ったものではなく、全体の安中市補助金等交付規則があるだけだ。交付規則は単なる手続き規則であって、所定の書類を定められた期限までに出すことを定めているだけ。この部会で議論してきたような内容がしっかりとした文言で載っていない。ゆくゆくは申請者側や行政側に対する文面を残すための議論も必要になるだろうし、第三者機関を設置するための要綱も必要になる。
- 指針の中に要綱を作ることも盛り込んでどうか。全体の規則の中に交付基準を明文化することは難しい。そこはやはり個別の要綱に沿って申請あるいは交付決定されるべきだ。
- 24年度から第三者機関にチェックしてもらおうとして、すべての補助金を見られるだろうか。
→一部の団体への補助金だけを取り上げると、その団体からは不公平感が出てしまう。そうかといってすべての団体への補助金を隅々までチェックすることは実務上困難だ。
- 事業費補助というのは、具体的な特定の事業があって、その経費の一部を補助することになるので、補助対象経費がはっきりしている。それに対して運営費補助というのは、団体全体に出して、補助対象経費が明確でなく、団体の存続のために拠出しているような実態がある。
- 事業費と運営費がはっきり分かればいいが、両方混在して一括で出している場合は、どこかで規制しなければならない。運営費と事業費を分けるとしても、誰がそれを行うのか。行政側がそこまできちんと出来るという前提があれば良いが、そうではないから当部会に諮問されたのではないか。
→現状では、ほとんどの団体補助金は、事業費と運営費が混在している。また、事業費補助の名目を出していても、疑問の残るものもある。最初から事業費を除くのではなく、後の作業で運営費的なものと事業費を切り分けることは可能だと考えている。
- 今の段階では、団体の運営費が絡んできている補助金を対象とすることで良いので

はないか。3年を原則とするのも、団体を対象にしていることがあるからだ。事業そのものは、単年度で一旦終わるものが多い。

- 1つの団体への補助金の実績報告を見ると、様々な事業が行われ、その事業に対し使われた補助金と、その団体の運営費に使われた部分が一緒になっている。結局のところ、事業費も運営費も両睨みになるのではないだろうか。実際に第三者委員会が審査するときも、実務上は両方を見比べながら運営費の部分について重点的に審査していくことになるだろう。
- それを考えると、指針については団体への補助金という観点を置きつつ、包括的な内容にして1つでまとめたほうが良いのではないだろうか。
- 今までの議論を整理すると、タイトルの「見直し」を「交付」に修正する。次に「不当な圧力」が定義できない以上は、規程に載せるのは危険なので削除する。代わりに、他の条項で補助金の交付にあたっては公益性や必要性等きちんと見るということをもう少し強化して謳う必要がある。また、申請者側に対する条項と行政側に対する条項を分けて記載する方法を検討する。さらに、第三者委員会が出た結論と異なる結論を首長が出した場合は、その理由や根拠を明らかにし、第三者委員会及び市民に対し説明し、理解を求めるという内容を盛り込むこと。以上となる。
- 「補助金の交付は原則として3年を限度とする」という書き方だと、補助金の交付は3年で打ち切ることを原則として捉えられてしまうのではないか。また、「原則」が入っていると、例外についてもきちんと定義しなければならない。だとすれば、「3年で1度ゼロベースにする」というように変えたらいかか。「原則」を入れると、では「例外」を誰がどのように決めるのか、第三者委員会で「例外」として扱うことにしても、その責任は重大なものになる。それであればすべて3年で1度ゼロに戻して、必要なら再申請してもらい、そこでもう1度新たに議論すれば良いのではないか。また、原則3年を限度とすると謳っているだけで、場合によっては1年でも2年でも構わない。逆に、当初3年の補助を認められながら、何らかの理由により打ち切られる可能性もある。どちらにしても第三者委員会の審査を含め、色々なところにこの条項は絡んでくるが、やはり最長でも3年経ったらもう1度自らの団体について見直して欲しいというメッセージは出さなくてはならない。
- 指針はあくまでもポリシーであるから、再申請等についての要件は基準等で示し、指針での表記は「補助金の交付は3年を限度とする。」で良いと思う。
→第三者委員会に諮る頻度について、1度きちんと審査してもらえれば、あとは3年経った後に改めて見ていただくことで大丈夫ではないかと考えている。毎年すべての補助金について、実績報告を見てもらうのは至難の業ではないか。
- 第三者委員会の審査は、原則3年ごとが良いと思うが、市としてぜひ第三者委員会の意見を聴きたいものもあるはず。そういったものについては、適宜出していくようにすれば良い。
- 今回の見直しについては、団体の運営費補助金に主眼を置いて見ていきたいが、実際の補助金の出し方は運営費と事業費が混在している。その中で運営費について特に注視していくことになるが、そうすると指針のタイトルを「安中市団体等への補

助金等交付指針」とするほうが良いか。団体等への補助金に限る、ということを経済的に謳うか、タイトルからそのようにつけるのか。

→タイトルに入れればそのものズバリなので、一目で分かるし、それ以外がそのまま使える利点はある。

- では、「安中市団体等への補助金等交付指針」というタイトルで決めさせていただくこととする。

「近接補完性の原理」という言葉について、「近接性」と「補完性」という言葉はそれぞれあるが、「近接補完性」という繋げた言い方は一般的ではないような気がする。「近接性」という原理は、住民に一番身近な市町村が行うということの意味する。市民にできないことを市が補うということであれば、「補完性」だけで良いような気がする。「近接性」というと、通常住民までは考えない。行政が行う事務は出来るだけ住民に身近な市町村が行うべき、という考え方で使われているからだ。正確な記述は「近接・補完性」という書き方となっているため、この言葉の使い方については、もう1度調べてみたい。

- 「市民が出来ることは市民が行い、そうでないことは行政が行う」という意味だが、補足すると市民で出来ないことは市町村で、市町村が出来ないことは都道府県が、都道府県で出来ないことは国で行うということで、出来ないことをボトムアップ式に上げていくやり方を指す。

<資料4 見直し基準（案）について>

- 資料4については、他市の見直し基準を参考に2名の委員の意見を対照表形式で見比べられるようにしたもの。
- 一方は、他市の基準に足りない部分を補う形で文言を加え事務局へのアドバイスのなものとして、もう一方は、他市の基準をベースとして独自に書かれたものとなっている。
- 零細補助についてどうするか、という観点もある。
- 専門的な言葉ではなく、一般の人が見ても分かるような表記にしたほうが良い。
- 付け足した文言のうち、「補助対象団体の運営費全体を対象としているもの」については、まさに運営費を見直すことを念頭に置いた内容とした。
- 事業効果や補助率、また補助の終期についても明記が必要として、それらも加えたものとなっている。ただし、終期については指針で3年を限度となったので、それを考慮し変えるほうが良い。
- 零細であっても補助を受ける目的や意義・効果がきちんと説明できれば、認められても良いのではないか。
- 新たに加えた項目としては、団体としての組織要件や構成員数、構成員や代表者の要件についての部分で、どういった団体に支援するかという観点で見た内容のものだ。
- 他市の場合は具体的な繰越金額を500万円と明記している。しかしながら、団体の事業費が数十万円の場合と数百万円の場合では、同じ500万円という金額でも

余剰の度合いが全く違うので、パーセント等割合での表記なら問題ないと思う。絶対的な金額で見ってしまうと、団体にとっては酷な内容になってしまう。

- 繰越金や積立金については、目的が将来実施予定の事業積立であったり、高額な備品購入資金であったりするのであれば、それがきちんと説明できれば除外して考えて良いと思う。
- 項目の見出しにある「実質的な財政支援となっていないもの」、「補助対象団体の財政状況から見て支援の必要性が低いもの」、「補助対象経費に問題があるもの」の3項目については、それをもって見直し基準に当てはめることは適当と考えられる。
- 「補助対象団体の運営費全体を対象としているもの」については、見直し基準というよりも、見直す考え方を明文化したものだ。
- 基準が団体の運営費の見直し基準ということであれば、敢えて入れる必要はないかもしれない。
- 「事業効果が低いと認められるもの」について、指針にある「公益性、必要性・・・」を測る基準として「事業効果」言葉ですべてカバーできるかどうか。
- 公益性や必要性のない事業をしても効果は期待できないのだから、突き詰めていけば事業効果に行き着くと思う。
- 「補助率に問題があるもの」について、補助対象経費と補助率は分けたほうが良いと考えている。
- そもそも「補助金」なのだから、あくまでも「補助」のはず。とすれば、半分（1/2）までが妥当なのではないか。市の中でも、補助率について議論して体系付けられると良い。例えば、1/3の補助であれば奨励的な位置づけである等。それが出来れば、3/4の補助についても市としての定義づけがきちんとなされると思う。市と対等な関係の団体であれば、50：50で負担するのが限度ではないか。補助率が10/10というものは現状であるのか。
→すぐには思いつかないが、もしかしたらそういったものが出ている可能性はある。
- 補助率のところまで見てきて、大まかな内容については一通り見た。個別の細かい内容についての精査をお願いしたいが、それは宿題としたい。
- 実質的な内容ではないがそもそも団体とは何か、そこをどう考えるか。
- 現状で、構成員の半数以上が安中市民でない団体があるのか。
→そのような団体は複数ある。
- 団体としての組織要件を満たさない団体へは交付しない、というのは当然のことだと思う。
- しかし、構成員数については規制するのは難しいのではないか。また、市民でない者が構成員の大半を占めるからといって、それを理由に交付しない、と行革審で提言しても良いものか。
- 具体的に何人以上と明確に決めることも難しい。10人以上とした場合、なぜ9人が認められないのか、その説明を納得させるように行うのは非常に困難だ。
- 市民以外の多くの人が賛助会員という形で参加している団体もある。だからといって、それが安中市民にとって有益でないとは言えないし、市民以外の構成員を排除

するわけにもいかないだろう。実際そういった団体は少数だろうが、活動の中身で見るとどうしたほうが良いのではないかと。

- 指針で「公益性」と謳っているのは、安中市にとっての公益性であることは言うまでもないことであるから、活動内容の「公益性」判断するということはすでに謳われている、と捉えることもできる。

(2) 今後の予定について 議長：部会長

説明：事務局

- 10月14日（金）くらいまでの間に、補助金額の割合は安中市の場合どの程度が妥当なのか、示してもらいたい。
- 他市の基準について、委員からの案があれば出していただきたい。
- 指針と基準が決まれば、それを答申としていただければ良いと思う。
- 次回部会は、11月15日（火）9時30分開始に決定。

(3) その他

説明：事務局

特になし

4 その他

5 閉会